

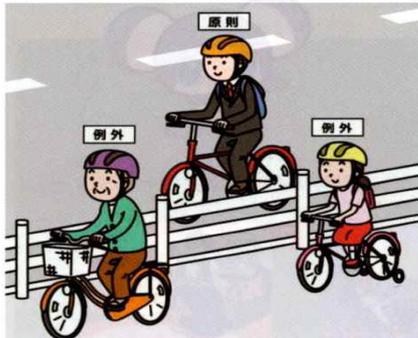
行橋警察署交通安全ニュース 5月号

自転車の交通違反は**重大な事故に直結**し、大変危険です。
交通ルールを守った安全な運転をしましょう！！



知っていますか？「**自転車安全利用五則**」

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



自転車は車両です。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



車道では左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければいけません。



※普通自転車の歩道通行可標識



上記の標識※などにより歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



どんなに急いでいても守りましょう。信号が点滅したら渡り始めてはいけません。



一時停止の標識がない交差点でもしっかり安全を確認しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

周りに気付かれにくく危険です。

④ 飲酒運転は禁止

少しでも飲んだら運転禁止！

行橋警察署管内交通事故発生状況（令和6年4月末現在）

交通事故全般

| 地区 | 人身事故件数（前年同期比） | | 重症者数（前年同期比） | | 死者数（前年同期比） | |
|------|---------------|-----|-------------|----|------------|----|
| 行橋市 | 113 | +2 | 4 | +1 | 0 | -2 |
| 苅田町 | 83 | +8 | 2 | -1 | 0 | ±0 |
| みやこ町 | 28 | +7 | 2 | +2 | 1 | +1 |
| 合計 | 224 | +17 | 8 | +2 | 1 | -1 |

自転車事故

| 地区 | 発生件数（前年同期比） | | 重症者数（前年同期比） | | 死者数（前年同期比） | |
|------|-------------|-----|-------------|----|------------|----|
| 行橋市 | 21 | +12 | 1 | +1 | 0 | ±0 |
| 苅田町 | 10 | -6 | 0 | -3 | 0 | ±0 |
| みやこ町 | 0 | ±0 | 0 | ±0 | 0 | ±0 |
| 合計 | 31 | +6 | 1 | -2 | 0 | ±0 |

⑤ ヘルメットを着用



子どもから大人までヘルメットを正しく着用！

- ヘルメットは頭のサイズに合ったものを選びましょう！
- 先端はまゆ毛の上辺りに合わせて水平にかぶりましょう！
- あごひもは、指が1～2本入る程度に調整しましょう！